

平成28年12月15日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成28年12月15日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	岡部 登
消防長	前原 成俊
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	高嶋 好弘

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、2番、塩野拓二君、11番、渡邊美喜子君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

最初に、12月12日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、古川幸義君。

総務教育常任委員会委員長（古川 幸義）

皆さん、おはようございます。

総務教育常任委員会の結果を報告致します。

平成28年12月12日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。

議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

議案第9号、多度津町佐柳島体験センター設置条例の廃止について。

議案第10号、平成28年度多度津町一般会計補正予算（第3号）。

議案第11号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）。

議案第12号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）。

議案第13号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）。

議案第14号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）。
議案第15号、平成28年度多度津町水道事業会計補正予算（第2号）。
議案第16号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同約の一部変更について。
議案第17号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について。
議案第18号、物品購入契約の締結について。

審議結果。

議案第2号から議案第6号、議案9号から議案18号について、委員、傍聴議員より。

- 一つ、各改正後の報酬及び費用弁償等の総額は、いくらになるのか。
 - また、町の報酬審議会を開催して金額が決まったかどうか。
 - 一つ、地域おこし協力隊員の月額16万6,000円について内容を教えてほしい。
 - 一つ、白方小学校改築事業の備品購入費の予算は、当初予算で計上すべきでないのか。
 - 一つ、多度津町における道路の陥没事例、調査等の予定、実施については、如何なのか。
 - 一つ、町営住宅の修繕料330万円は、どのように直すのか。
 - 一つ、耕作放棄地再生対策事業再生事業補助金217万5,000円と地域を支える集落営農推進強化事業補助金197万3,000円減額の説明をしてほしい。
 - 一つ、ふるさと納税額が現在、約6,500万円で、返礼品、手数料を除いた金額は、どの位残るのか。
 - 一つ、消防費の工事費として、消防施設等整備費41万6,000円は、何処なのか。
 - 一つ、今年、現在までの火災の件数と火災報知器の状況は、どうなのか。
 - 一つ、インフルエンザのワクチンが不足しているようだが、町としてどういう対応をしているのか。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。
- 一つ、改正後の金額につきましては、議会議員の補正額は、49万8,000円、特別職の補正額は、18万9,000円、教育長の補正額は、7万2,000円、一般職につきましては、給与と勤勉手当を併せて約590万の補正を計上している。
 - それと、特別職報酬等審議会条例では、報酬及び給与の額を議会に提出する時は、審議会の意見を聴くことになっているが、勤勉手当なので、審議会では意見を聴いていない。
 - 一つ、国の支援対策として、地域おこし協力隊員の活動に当たる経費1人当たり400万円が上限、内報酬等が200万円上限額で、16万6,000円は、200万円

を12ヶ月で割ったものである。

一つ、白方小学校改築事業での備品購入費は、今回の補正で予算計上したが、今後の備品関係は、十分洗い出しをして、当初予算に計上していきたい。

一つ、道路の陥没について、2年前に県水の本管等を埋設している幹線道路を調査を実施して、3箇所空洞部分を発見し、補修した経緯がある。

今回、寄付採納された住宅内の町道の現地調査をしており、探査しようと考えている。

一つ、町営住宅の修繕料は、全住宅が老朽化しており、移転要綱を作り、リフォームするか修繕するかを検討して実施する予定です。

また、堀江東住宅の手すりの修繕も計上している。

一つ、耕作放棄地再生対策事業再生事業補助金は、オリーブで補助金対象事業が見立地区3件、青木地区2件、奥白方地区3件で行われて、合計事業費の確定による金額である。

また、地域を支える集落営農推進強化事業補助金は、さつき会と青木営農組合で、事業費の確定による減額である。

一つ、ふるさと納税額を1年間、通して計算すると、約半分が返礼品とか手数料、色々とインターネットの経費などで、残りは約50%の金額になる。

一つ、消防団に日本損害保障協会より寄贈がある、軽四の小型動力ポンプ付き積載車に所轄系の無線機を設置する工事費である。

一つ、今年は、今日の朝時点で、火災は5件、全焼火災は発生しておらない。

また、住宅用の火災報知器の設置率は、新築住宅100%で既存住宅は、約70%程度である。

一つ、現状といたしまして、12月中旬ぐらいまでは、ワクチンが不足するという情報は入っている。

今後どうなるかの情報は入っていないので、各個人が体力をつけて自己防衛を努力するよう、広報、メール発信やホームページ等で啓発している状況である。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第2号から議案第6号及び議案第9号から議案第18号について、委員会として原案を可決した。

また、その他として、執行部より5件の報告があった。

以上で、総務教育常任委員会の結果を報告致しました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、12月12日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長、小川保君。

建設産業民生常任委員会委員長（小川 保）

おはようございます。

平成28年12月12日に開催しました建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告いたします。

審議事項。

議案第1号、多度津町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について。

議案第7号、多度津町印鑑条例の一部改正について。

議案第8号、多度津町使用料条例の一部改正について。

請願第1号、際限のない年金削減を強行する「年金カット」法案の廃案への意見書の提出を求める請願書について。

議題、生活道補助路線の採択について。

審議結果。

議案第1号、議案第7号、議案第8号及び請願第1号と本日の議題について、委員、傍聴議員より。

一つ、年金カット法案は、将来の年金水準を維持し、将来世代にとって、大事な法案で、11月29日に衆議院本会議で可決され、現在、参議院で慎重審議されているので、意見書の提出はすべきでないと判断している。

したがって、請願第1号は、反対である。

一つ、若い人にとっても年金水準が、ある一定確保されるかもしれないが、低い位置での引き下げながらの年金カット法案に繋がってくるので、廃止しておかないと若い人達にとって、大変な状況になると考える。

したがって、請願第1号は、賛成である。

一つ、この年金カット法案は、国民年金が年間4万円減、1カ月3,300円減額また、厚生年金は年間14万2,000円減、1カ月1万1,800円減額になり、今から高齢者率が進み、医療費、介護保険の負担が大きくなり、生活が大変な痛手になる。

したがって、請願第1号は、賛成である。

一つ、今回の生活道の採択申請をした経緯を教えてください。

一つ、この道路幅員の4mに水路部分が含まれても良いのか。

一つ、受益者が少ないようだが、地元負担は了解できているのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、今回の生活道は、以前より計画をしていたが、道路に係る用地の提供

が可能となったため、地元代表者より申請がありました。

一つ、今回の道路幅員4mに水路でなく、農道部分を含めています。

一つ、この生活道は、地元関係者6名の同意があり、了解できております。

以上のような答弁があり、審議の結果、付託案件の議案第1号、議案第7号、議案第8号については、委員会として原案を可決し、請願第1号については、委員会として原案を不採択した。

その後、本日の議題についてを審議し、本委員会として了承した。

またその他として、執行部より、農業委員会法改正に伴う農業委員会制度の変更について、第5回香川県広域水道事業体設立準備協議会について、介護保険制度改正に伴う総合事業について、放課後児童クラブ受入拡充について、以上4件の報告がありました。

以上報告いたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告中、付託案件に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

これより、付託案件以外の委員長報告がありました「生活道補助路線の採択について」質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

建設産業民生常任委員会委員長報告中、付託案件以外について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告中、付託案件以外については、了承することに決定いたしました。

日程第3、議案第1号、多度津町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第4、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員(尾崎 忠義)

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成28年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、次の点で反対討論をいたします。

改正後で総額49万8,000円の増額の答弁がありましたが、多度津町特別職報酬等審議会条例が昭和62年3月13日に条例第3号として設置されましたが、その後、平成20年法律第69号、地方自治法の一部を改正する法律により、多度津町特別職報酬等審議会条例が設置され、平成20年4月1日から施工されております。

この条例の第1条は設置について、第2条は所掌事項として「町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする」としており、また、第3条の1項では、「審議会は委員8人をもって組織し、その委員は、多度津町の区域内の公共的団体

等の代表者、その他住民の内から必要の都度町長が任命する」としており、第3条の2項では「委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする」として条例に明記をされております。

したがって、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、条例に基づく審議会審議がされていないので無効であり、反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にございませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに、決定いたしました。

日程第5、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第6、議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第7、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員 (尾崎 忠義)

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成28年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、次の点で反対討論をいたします。

改正後で総額7万2,000円の増額の答弁がありましたが、議案第2号の反対理由と同じく、多度津町特別職報酬審議会条例に基づく審議会審議がされていないので無効であり、反対をいたします。

以上であります。

議長 (志村 忠昭)

他にございませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第5号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

議長 (志村 忠昭)

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに、決定いたしました。

日程第8、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第9、議案第7号、多度津町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第10、議案第8号、多度津町使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第11、議案第9号、多度津町佐柳島体験センター設置条例の廃止についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号についてを、採決いたします。

本件の議決については、地方自治法第244条の2第2項、及び議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例第3条の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意が必要な特別多数議決となります。

また、特別多数議決の場合、議長にも採択権が付与されております。

私も採決に加わることとなりますので、ご了承をお願いします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第12、議案第10号、平成28年度多度津町一般会計補正予算(第3号)を、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第13、議案第11号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第2号)を、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第14、議案第12号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第2号)を、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第15、議案第13号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第2号)を、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第16、議案第14号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第2号)を、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第14号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第17、議案第15号、平成28年度多度津町水道事業会計補正予算(第2号)を、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第15号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第18、議案第16号、香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第16号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第19、議案第17号、香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第17号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第20、議案第18号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第18号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第21、請願第1号、際限のない年金削減を強行する「年金カット」法案の廃案への意見書の提出を求める請願書を、議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」の声)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

渡邊議員。

議員（渡邊 美喜子）

退席させていただきます。

（渡邊議員、退席）

議長（志村 忠昭）

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

法案への廃案は不可能となった状況でありますので、退席させていただきます。

（村岡議員、退席）

議長（志村 忠昭）

尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成28年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、さる11月24日木曜日に提出されました、際限のない年金削減を強行する「年金カット」法案の廃案への意見書の提出を求める請願書について、賛成の立場で討論をいたします。

憲法25条では、1. すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、2. 国はすべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとしております。

この憲法25条を生かし、生活を豊かにすることが、今、求められているところでございます。

「今は夫婦とも健康ですが、病気になったり、介護が必要となったり、1人になったときのことを考えると不安です。」また、「年金だけでは食べていけず、現役時代低賃金ながら蓄えていた貯金を毎月5万円ほど取り崩しながら生活をしています。」そして、「年金は『老後を生きる命綱』だと思っていました。しかし、私の実感では、とても『綱』とは言えず『糸』としか思えません。」など、このような高齢者、年金生活者の切実な声や訴えがあり、また、苦しい生活実態が出されており、私たちの将来のことは他人事ではなく、厚生労働省の調査によると生活が「苦しい」と答えた世帯が全体の6割を超えるなど国民の生活は、ますます厳しくなっております。

働く人の賃金は上がらず、非正規労働者は4割を超え、年収200万円以下の低

賃金で結婚もできない若者が増えてきております。

国民年金のみの1ヶ月受給額は約5万円です。とても生活できる年金ではなく、高齢者と若者の貧困化が深刻さを増しております。

2011年11月、野田内閣は国会解散のどさくさに2.5%の年金削減の法律を強行してしまいました。

毎年のように年金支給額が減少する中で、これ以上、年金を削減されたら生活ができない状況に高齢者は追い込まれております。

年金受給者の約6割は年金収入だけで生活しており、年金は命綱であります。公的年金は老後の人間らしい生活を支えるものでなければならず、「若者も高齢者も安心できる年金制度、最低保障年金制度」が今時ほど必要になってきているのではないのでしょうか。

国は30年にもわたって年金を2割から3割削減する制度（マクロ経済スライド）を発効しました。

その理由として「現役世代間の公平と持続可能な年金制度にするため」としてありますが、年金削減で一番被害をこうむるのは減らされた年金を受け取る若い世代の方々ではないのでしょうか。

今、国民の財産である年金積立金が株に投資され、10兆余円もの損失が出ています。

年金積立金をほんの一部取り崩して、年金保険料を下げれば、保険料を納めている現役の労働者も、保険料の半分を負担している中小零細業者も助かります。

年金積立金を「株式」のためでなく、国民のために使うことこそ最も必要なことではないのでしょうか。

それなのに年金者だけでなく、現役世代の将来設計を台無しにする年金カット法案の採決が、今国会で、自民党、公明党、日本維新の会の賛成多数で強行成立されてしまいました。

十分な審議が尽くされないまま多数の力で押し切ることは国民の声を無視した異常なやり方であります。

目減りと負担増で打撃になる年金カット法案は、物価が上がっても、賃金水準が下がった場合は年金が下がる年金改定の新ルールを2021年4月施行となるわけであります。

これまで物価上昇時には年金額は上げるか、少なくとも据え置きで減額はしなかった改定ルールを大転換しようという内容になっております。

物価も賃金も上がったときに年金額を抑制する「マクロ経済スライド」の仕組みを強化し、年金額の抑制が翌年以降に持ち越される仕組みも導入（2018年4月）するとしております。

現在、年金を受給している世代にも、将来年金を受け取る世代にも長期にわたって影響を与える大問題です。

老後の収入の支えとなる公的年金が目減りし続けることに多くの国民が不安を募らせ、「共同通信」や「日経」の世論調査では「反対」が6割近くにのぼり、直近のNHK調査でも「反対」は37%で「賛成」15%の倍以上であります。

「どちらともいえない」は40%もあり、多くの国民が法案に対する疑問を拭えないままであることを示しております。

何が何でも今国会の成立を急ぐ、安倍政権と与党のやり方には大義も道理もありません。

わずかな審議の中でも法案が国民に様々な痛みをもたらす実態や問題が次々と浮き彫りになっております。

2019年10月予定の消費税増税強行で物価水準が上がっても、賃金水準が下がった場合は、新ルールが発動されて年金が下げられる危険は否定できません。

今でも少ない年金額の目減りと一体で安倍政権が医療や介護の負担増をさらに強いる改悪を打ち出すもとの、高齢者の暮らしや健康を脅かす深刻な事態を招くことへの警告が委員会の参考人質疑などで相次ぎました。

雇用が不安定で低賃金の若者世代には安心できる制度になっていない状況の打開を求める切実な声も寄せられております。

高所得者の保険料上限を引き上げて財源を増やすことや巨額な積立金の株運用拡大をやめることなど「減らない年金」の確立へ向けて知恵を尽くすべきなのに多くの論点は積み残しのままであります。

「成立ありき」で議論を尽くさず、採決を強行した安倍政権と与党などの姿勢は極めて無責任であります。

全世代の生活の保障こそ必要であり、年金減額は、高齢者の購買力を弱めて消費を冷え込ませるため、経済にもマイナスです。

現役世代の賃金や雇用にも影響いたします。

削減、抑制の強化ばかりでは、年金制度への国民の不信や不安は消えません。

受給世代の年金保障とともに、現役世代の賃上げと安定雇用を進め、安心できる年金を実現すべきであります。

したがって、年金法案の可決については、国民を置き去りにした暴挙であることに年金受給者の1人といたしまして、法案の欠陥そのまま審議を尽くさないことに強く抗議するとともに、今回の法案は、1. 現役世代の賃金に合わせて改定する「賃金マイナススライド」でただでさえ低い年金をさらに引き

下げて将来世代に引き渡す、2. 年金抑制の「マクロ経済スライド」の未実施分を翌年以降に繰り越して実施する「キャリアオーバー」制度の導入でただでさえ弱い最低保障機能を弱める、3. 年金削減の一方で積み増した積立金を株価維持のために注ぎ込み危険にさらす、ということであります。

今後の取り組みとして、そのためには「減らない年金」への改革に踏み出し、年金額を引き上げることを目指すべきであり、必要な財源は、消費税に頼らず、応能負担の原則に立った税制改革で確保すべきであり、年金カット法案は廃案にすべきであります。

したがって、際限のない年金削減を強行する「年金カット」法案の廃案への意見書の提出を求める請願書は、今国会で「年金カット」法案が可決されましたが、引き続き、今後とも提出すべき請願書の内容であり、憲法第16条及び請願法第5条に基づき提出されたこの請願については、賛成をいたします。
以上。

議長（志村 忠昭）

次に原案に反対者の発言を許します。

金井浩三君。

議員（金井 浩三）

ただいま、際限のない年金削減を強行する「年金カット」法案の廃案への意見書の提出を求める請願書についてであります。昨日2月14日の参議院本会議において、年金制度改革法案が可決成立したので、意見書の提出の意味がないと私は判断します。

よって意見書提出の請願には反対いたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号についてを採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立をお願いいたします。

（起立少数）

議長（志村 忠昭）

起立少数でございます。

よって請願は、不採択とすることに、決定いたしました。

（渡邊議員、着席）

（村岡議員、着席）

議長（志村 忠昭）

日程第22、議員提出議案第1号、議員派遣の件についてを議題といたします。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより、質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第23、意見書案第1号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより、質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号についてを採決いたします。

本案は、原案を可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第24、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

この件につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと、認めます。

よって、本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全て終了いたしました。

これにて、平成28年第4回定例会は閉会いたします。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力ありがとうございました。

閉会 午前9時53分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成28年12月15日
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記